

事業番号 2022 - - -

令和4年度行政事業レビューシート ()

事業名	特定健康診査・保健指導に必要な経費			担当部局庁	保険局	作成責任者			
事業開始年度	平成20年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	堤 雅宣			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第72条の5、健康保険法第154条の2、 船員保険法第113条、高齢者の医療の確保に関する法 律第20条及び第24条			関係する 計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画 (高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	特定健康診査・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性 心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が共通に取り組む保健事業である。本 事業では、特定健康診査・特定保健指導の実施による糖尿病等の発症・重症化の予防を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	特定健康診査・保健指導国庫負担金(補助金)については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に 要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進する。(補助率 国民健康保険:1/3、健康保険組合・全国健康保険協 会・国民健康保険組合:定額) 特定保健指導推進事業費補助金については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定保健指導の受診勧奨事業等に要する費用 の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進する。(補助率 定額) 特定健診等受診勧奨啓発広報業務については、特定健診等の必要性について特定健康診査・特定保健指導対象者に対して周知するための広報を行う。								
実施方法	委託・請負、補助、負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求		
	予算 の状 況	当初予算	22,578	22,589	22,193	21,149			
		補正予算	-	1,416	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	1,416	-			
		翌年度へ繰越し	-	▲ 1,416	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		22,578	22,589	23,609	21,149			
	執行額		21,225	19,883	20,021				
執行率 (%)		94%	88%	85%					
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		94%	83%	90%					
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由				
	国民健康保険特定健康診 査・保健指導国庫負担金		15,881.6						
	健康保険組合特定健康診 査・保健指導国庫補助金		2,717.4						
	全国健康保険協会特定健 康診査・保健指導国庫補助 金		1,976.4						
	国民健康保険組合特定健 康診査・保健指導国庫補助 金		573.2						
	計		21,149						
活動内容 (アクティビ ティ)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助する。(補助率 国民 健康保険:1/3、健康保険組合・全国健康保険協会・国民健康保険組合:定額)								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	特定健診・特定保健指導を 着実に実施し、保険者全体 で更なる実施率の向上を 達成する。	令和5年度までに特定健康 診査実施率を保険者全体 で70%以上とする。	活動実績	%	55.6	53.4	-	-	-
			当初見込み	%	-	-	-	-	-
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	特定健診・特定保健指導を 着実に実施し、保険者全体 で更なる実施率の向上を 達成する。	令和5年度までに特定保健 指導実施率を保険者全体 で45%以上とする。	活動実績	%	23.2	22.7	-	-	-
			当初見込み	%	-	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	単位当たりコスト=X/Y			単位 当たり コスト	円	1,849	-	-	-
	X:特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金執行額 Y:特定健康診査実施人数+特定保健指導実施人数 (国庫負担(補助)金の対象となる者に限る) ※令和2年度は集計中。			計算式	X/Y	21,224,794, 000 /11,476,488	-	-	-

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標	目標最終年度
				- 年度	- 年度	- 年度	- 年度	- 年度
	令和5年度までに特定保健指導対象者数の減少率を平成20年度と比べて25%以上の減少とする。	特定保健指導対象者数の減少率(対平成20年度) ※令和2年度は集計中	成果実績	%	13.5	-	-	-
			目標値	%	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	2019年度特定健康診査・保健指導の実施状況について							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック	
政策評価、 新経済・ 財政再生計画との関係	政策	施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること						
	政策評価	I-10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること	政策評価書 URL	○令和3年度実績評価書 https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyuu/21jisseki/dl/I-9-2.pdf ○令和3年度政策評価事前分析表 https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r03_jizenbunseki/I-9-2.pdf				
	施策		該当箇所	I-9-2				
	新経済・ 財政再生計画 2021 改革工程表	取組事項	分野: 社会保障	・地域の医師会等とも連携しながら特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例を横展開するなど、まずは目標値(2023年:70%(特定健診)、45%(特定保健指導))の早期達成を目指し、現状の分析を踏まえつつ、特定健診・特定保健指導の実施率の向上につながる効果的な方策等を検討。また、好事例の横展開等により、保険者別の取組の見える化を図る。 ・2024年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、事業効果、事業目的を明確にし、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、健康増進に関する科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の技術的な事項について、新たに検討会を立ち上げ検討する(第1回検討会を2021年12月に開催)。その上で、そのあり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討する。				
		(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:	https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/031223_divided/report_211223_2_1.pdf					
		該当箇所	P4 1の2のb、P6 1の2のm					
事業所管部局による点検・改善								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	特定健康診査・特定保健指導の実施の推進は、加入者の健康の保持・増進及び医療費適正化の観点から重要な施策であり、国民や社会のニーズを反映している。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健康診査・特定保健指導に要する経費の負担(補助)を行う。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	第三期医療費適正化計画における特定健康診査・特定保健指導の実施率等の目標値を達成するために必要な事業であり、優先度が高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-						
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1/3(1/3相当)に設定している。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	各保険者と各健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定している。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等に対する特定健康診査・特定保健指導に直接的に必要な費用に限定している。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	保険者における実施計画が、当初予定を下回ったため。					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-							
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	特定健康診査・特定保健指導の実施率は制度開始時の2008年度と比べ上昇している。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-						

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				○	特定健康診査・保健指導国庫負担(補助金)金は、40歳以上75歳未満の者が受診する特定健康診査・特定保健指導の実施に要する費用を補助対象としている。 他方、左記事業は75歳以上の者が対象となる健康診査へ補助するものであり、それぞれの事業は重複していない。
	事業番号		事業名		後期高齢者医療制度事業費補助金	
点検・改善結果	点検結果	特定健康診査及び特定保健指導の受診者数及び実施率は、制度開始時の2008年度と比べ上昇している状況にある(平成20年度における実施率は、特定健康診査が38.9%、特定保健指導が7.7%であったのに対して、令和2年度は特定健康診査が53.4%、特定保健指導は22.7%)。				
	改善の方向性	令和5年度の目標の達成に向けて更なる実施率の向上に努めていく。予算編成時においても、直近の活動実績を踏まえつつ、事業が円滑に実施されるよう、財政支援に必要な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年度	0262					
平成24年度	0227					
平成25年度	0267					
平成26年度	0280					
平成27年度	0289					
平成28年度	0288					
平成29年度	0297					
平成30年度	0304					
令和元年度	厚生労働省 - 0318					
令和2年度	厚生労働省 0325					
令和3年度	2021 厚労 20 0381					

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ (資金の受け取り先が何を しているかにつ いて補足する) (単位: 百万円)	厚生労働省 20,021百万円					
	【補助金等交付】 A 都道府県 (47保険者) 14,088百万円	【補助金等交付】 B 健康保険組合等 (1,434保険者) 5,266百万円	【補助金等交付】 C 健康保険組合等 (133保険者) 506百万円	【一般競争入札(総合評価)】 D 株式会社廣濟堂 161百万円		
	保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担(補助)し、円滑な実施を支援。		保険者が実施する特定保健指導の受診勧奨事業等に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援。			
	特定健診等の必要性について特定健康診査・特定保健指導対象者に対して周知するための広報業務。					
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			B.全国健康保険協会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事業費	特定健診等の実施に係る事業費	1,609	事業費	特定健診等の実施に係る事業費	1,976
	計		1,609	計		1,976
	C.全国健康保険協会			D.株式会社廣濟堂		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	特定保健指導の受診勧奨事業等に係る事業費	50	事業費	特定健診等の必要性について特定健康診査・特定保健指導対象者に対して周知するための広報業務	161	
計		50	計		161	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 東京都	8000020130001	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	1,609	補助金等交付	-	--	
2 大阪府	4000020270008	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	836	補助金等交付	-	--	
3 愛知県	1000020230006	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	834	補助金等交付	-	--	
4 神奈川県	1000020140007	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	723	補助金等交付	-	--	
5 埼玉県	1000020110001	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	713	補助金等交付	-	--	
6 千葉県	4000020120006	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	662	補助金等交付	-	--	

7	兵庫県	8000020280003	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	553	補助金等交付	-	--	
8	福岡県	6000020400009	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	501	補助金等交付	-	--	
9	北海道	7000020010006	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	427	補助金等交付	-	--	
10	静岡県	7000020220001	高齢者の医療の確保に関する法律により、管内保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	424	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国健康保険協会	7010005013337	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	1,976	補助金等交付	-	--	
2	中央建設国民健康保険組合	2700150009108	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	93	補助金等交付	-	--	
3	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	9700150003120	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	63	補助金等交付	-	--	
4	ヤマトグループ健康保険組合	6700150004360	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	55	補助金等交付	-	--	
5	全国土木建設国民健康保険組合	9700150000984	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	50	補助金等交付	-	--	
6	関東ITソフトウェア健康保険組合	8700150008847	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	49	補助金等交付	-	--	
7	日立健康保険組合	9700150003368	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	48	補助金等交付	-	--	
8	パナソニック健康保険組合	6700150026413	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	48	補助金等交付	-	--	
9	三菱電機健康保険組合	3700150002680	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	46	補助金等交付	-	--	
10	デンソー健康保険組合	3180305005095	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	45	補助金等交付	-	--	

